

令和8年度 航空関連産業クラスター形成促進（アクションプラン取組推進）業務委託
企画提案募集要領

本公募は、令和8年度沖縄県当初予算成立及び国の沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、県議会において当初予算案が否決、若しくは修正された場合、または国交付金の交付決定がなされない場合、若しくは減額された場合にあっては、契約の一部または全部を締結できないことがありますので、あらかじめご留意願います。

また、委託契約の締結にあたっては、企画提案の内容について、内閣府による事前確認が必要となる場合がありますので、併せてご留意願います。

1 募集の趣旨

那覇空港の航空機整備施設を起点とした航空関連産業クラスターを形成するため、航空機整備に関連する企業の誘致及び人材確保支援等に資するアクションプランを評価、取組を推進する提言のとりまとめ等を行い、航空機整備に関連する企業の誘致や人材育成機能の拡充を図ることを目的とする。

2 事業概要

- (1) 沖縄県航空関連産業クラスター形成加速会議の開催支援
- (2) 航空関連産業クラスターの実態調査、経済波及効果の分析調査
- (3) 航空関連人材育成に向けた施策検討
- (4) 県内企業のMRO事業への参画可能性調査
- (5) その他（航空関連産業クラスター形成促進に効果的な取組）

3 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく、沖縄県の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 労働関係法令を遵守していること。
- (5) 沖縄県における航空関連産業クラスター形成を推進するための施策等、当該事業の遂行に必要な関連知識を十分理解するとともに、事業を的確に遂行するに足る能力、組織、人員等を有していること。
- (6) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について

十分な管理能力を有していること。

- (7) 県内事情に精通し、運用にあたっては必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。
- (8) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者の代表者は、応募資格(5)から(7)の要件を満たす者であること。

4 委託業務の内容及び提案内容の要件

別添「令和8年度 航空関連産業クラスター形成促進（アクションプラン取組推進）業務委託企画提案仕様書」を参照すること。

5 応募書類

(1) 提出書類

- ① 応募申請書 …………… 【様式1】
- ② 企画提案書（概要）…………… 【様式2】
- ③ 会社概要表 …………… 【様式3】
- ④ 添付資料（コンソーシアムの場合は構成員毎に提出すること）
 - ア 定款又は寄付行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
 - イ 履歴事項全部証明書（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
 - ウ 直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
 - エ 応募者の概要が分かるもの（会社案内等）
 - オ 法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類。個人事業主の場合は、直近2年間の個人事業税について滞納がないことを証明する書類
 - カ 以下の沖縄県の認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料
 - A) 所得向上応援企業認証制度
 - B) 経営革新計画認証制度
 - C) 人材育成企業認証制度
 - D) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - E) パートナリシップ構築宣言企業
- ⑤ 積算書 …………… 【様式4】

- ・提案にあたっては、総額 19,751 千円 (税込) を上限として事業費を積算すること。
- ・積算書の費目については、以下の内容で提出すること。なお単価、回数、人数等の積算根拠・内訳をできるだけ明確にすること。

ア 直接人件費

※参考 (沖縄県見積基準日額)

統括担当者 49,900 円、専門員 A 36,500 円、研究員 B 27,900 円

イ 直接経費 (旅費、会場使用料、印刷製本費等)

ウ 一般管理費 (直接人件費と直接経費の合計から再委託に要した費用を除いた額の 100 分の 10 以内とすること)

エ 消費税相当額 (旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上し、その合計額に 10% を乗じて算出すること。円未満切捨て。)

- ⑥ 実施体制 【様式 5】
- ⑦ 委託事業のスケジュール表 【様式 6】
- ⑧ 実績書 【様式 7】
- ⑨ 誓約書 【様式 8】
- ⑩ 企画提案書 (A 4 横版、両面印刷、30 頁以内) 【様式なし】
- ⑪ (共同企業体の場合) 共同企業体協定書 【別添ひな形】

(2) 提出方法

応募申請書等は、次により持参又は郵送により提出すること。なお郵送の場合は、簡易書留等到着が確認できる方法により行うこととし、提出期限内に到着すること。

- ① 提出期限：令和 8 年 3 月 19 日 (木) 12 時 (期限厳守)
- ② 提出場所：沖縄県商工労働部 企業立地推進課 (担当：眞喜志/三國)
住所：〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号
TEL：098-866-2770 FAX：098-866-2846
- ③ 提出部数：一式 10 部 (クリップ留め) ※ステープル、ファイル綴り不要
※押印が必要な様式は、原本を 1 部、残りはコピーで良い。
※書類の作成・提出等、応募のために要する費用は応募者の負担とし、提出書類は返却しない。

6 応募に係る質問

委託業務等に関して疑義がある場合には、質問書【様式 9】を記入し、電子メールにより提出すること。

- ① 提出期限：令和 8 年 3 月 9 日 (月) 12 時 (期限厳守)
- ② 提出先：沖縄県商工労働部 企業立地推進課 (担当：眞喜志/三國)
E-mail：makishms@pref.okinawa.lg.jp / mikuniju@pref.okinawa.lg.jp
- ③ 質問に対する回答：企業立地推進課ホームページへ掲載する。

7 審査

(1) 選定委員会実施予定日

令和8年4月7日(火) 予定

(2) 審査方法

- ① 沖縄県商工労働部内に設置する選定委員会において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。
- ② 提案内容の審査は、提出された書類に基づく書類審査(1次審査)を行う。
- ③ 1次審査を合格した事業者(最大3者)を対象に、必要に応じてプレゼンテーションによる審査(2次審査)を行う。なお、選定委員会は、書面開催とする場合がある。
※プレゼンテーションの詳細(会場及び割当て時間等)は、提案者あて別途連絡する。(令和8年3月23日(月)予定)
※プレゼンテーションは、「5 応募書類 (1) 提出書類」により提出された書類を基に行うものとし、それ以外に提出された書類等については、審査対象外とする。
- ④ 選定委員会は非公開で行い、審査経過に関する問い合わせには応じない。
- ⑤ 提案内容について、県が求める基準に達していないと判断した場合、「該当者なし」とする場合がある。

(3) 審査基準

選定委員会は、審査にあたっては、事業の目的と成果指標を実現できるかという観点に基づき、以下の事項等について評価する。

- ① 提案内容は、委託提案仕様書を踏まえた内容になっているか。
- ② 事業の企画・運営・調整(関係機関等との調整)等、事業全般の管理運営について、予算や期限を遵守し、計画を確実に履行できる運営体制か。
- ③ 提案内容、運営体制等を総合的に評価した場合、確実に実行できる計画となっており、航空関連産業クラスターの形成を促進することが十分見込めるか。
- ④ 選定審査においては、以下の沖縄県の認証制度の取得状況を加味することとする。これらの認証制度を取得している場合は、取得していることが分かる根拠資料を企画提案書に添付すること。
 - a) 所得向上応援企業認証制度
 - b) 経営革新計画認証制度
 - c) 人材育成企業認証制度
 - d) ワーク・ライフ・バランス企業認証制度
 - e) パートナリシップ構築宣言企業

(4) 審査結果

- ① 審査の経過、評価の内容については公表しない。
- ② 応募申請書を提出した者に対して文書で通知する。

8 委託契約について

- (1) 「7 審査」において選定委員会が第1位に選定した者(以下「委託候補者」という。)と委託内容について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 委託候補者が辞退した場合、又は県との協議が整わなかった場合は、次順位の提案者を委託候補者とする。
- (3) 共同企業体の場合、代表する事業者と契約を締結する。
- (4) 共同企業体の場合は、各構成員の役割と責任を定めた協定を構成員間で締結し、その協定書を県との契約書に添付しなければならない。この場合の協定書に含むべき内容は、県が定める。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (6) 「沖縄県随意契約ガイドライン」の規定に基づき、「契約の相手方」、「契約金額」等を公表する。